

【4 1次評価(担当部長評価)】

| (1) 施策の推進状況とその評価 | | |
|---|--|------------|
| <p>・指標1は、H22とH23の調査方法が異なることから、評価はできない。今後とも、「男女共同参画社会」の意識を高めるため、継続的な取り組みを進める。</p> <p>・指標2は、目標を大幅に下回っている。一般公募は約50%が女性ではあるが、学識経験者や団体推薦枠での登用が約20%にとどまっていることが原因であり、今後はH28目標値に向け取り組む。</p> <p>・指標3は、目標は達成しているが原因は分析不能である。</p> | | |
| (2) 本施策に関する課題とその改善の方向性 | | |
| <p>H23の実績値からみても男女共同参画の理念が浸透しているとは言い難いことから、啓発事業の継続的な実施により意識を高める。審議会等の委員への女性の登用率については、昨年11月に開催した男女共同参画行政推進会議における決定に基づき「石狩市審議会等委員への女性登用促進要綱」、「市民参加手続きマニュアル2010」、「審議会ガイドライン」を改定し、全審議会等について次期改選時に向けての目標値設定を設定、委員選任前の各審議会等所管課との事前協議などを進めており、今後も引き続き取り組む。</p> <p>人権侵害については、対象や侵害の態様などの多様化が進んでおり、このような問題に対応するため引き続き人権擁護委員の活動を通して啓発活動が続ける。</p> | | |
| (3) (2)に関する具体的な対応策、改善事項 | | 具体的な事業名を併記 |
| (重点化) 拡充 | 女性登用率目標値の達成に向けた事前協議 (市民参加手続きマニュアル2010の改定) | 男女共同参画推進事業 |
| | 審議会等の委員への女性登用促進のための各種リストの整備 | 男女共同参画推進事業 |
| (統小合) 縮小 | | |
| | | |

第2回委員会の主な質疑・意見等

| (1) 1次評価の内容に関する意見 | |
|---|--|
| <p>指標2「市の審議会などへの女性登用率」の目標値を50%から40%に見直した意図は、男女が拮抗するという視点で40%とした。</p> <p>男女の雇用機会に関して、新港企業へのアンケートは行っているか。</p> <p>労働実態調査で実施。(回答率は良くない。)</p> <p>市役所の男女別職員数の資料提供を。</p> <p>別添資料</p> <p>女性登用率は過去5年ほぼ横ばいである。これまでとは違う努力をしなければならない。</p> <p>・平成24年度から、リスト作成や目標設定、事前協議の仕組みなど取り組む。</p> <p>石狩市の平成23年度女性登用率は24.4%であるが、調べたところ江別が26%、北広島は25.8%でほぼ同じような数字である。</p> <p>石狩市は公募枠を設けている委員会の数が多い。(石狩31/42委員会、江別6/42、北広島16/45)</p> | |
| (2) 課題とその改善の方向性に関する意見 | |
| <p>「石狩市審議会委員等への女性登用促進要綱」について資料提供願いたい。</p> <p>別添資料</p> <p>女性枠の設定など、審議会等に女性を取り込むことをがちがちにはいけけないと思う。</p> <p>指標2「市の審議会などへの女性の登用率」にこだわるのは施策の主旨とは異なる。登用の仕方が公平であることが大切だと思う。</p> <p>女性登用率の指標は目安の一つであって、男女共同参画の意識を持っているという姿が目指すべき目標では、女性登用率の拡大は、今後の状況に期待できる。</p> | |
| (3) 具体的な改善策に関する意見、その他個別事項等に関する意見 | |
| <p>(女性登用率目標値の達成に向けた事前協議)</p> <p>「市民参加手続きマニュアル2010の改定」とあるが、具体的には、</p> <p>・「審議会等の委員構成」において、改選時にける女性登用率の目標設定や事前協議などを規定した。</p> <p>(女性登用促進のための各種リストの整備)</p> <p>女性登用促進のための各種リストの整備は、特定の者の長期化や固定化が懸念されるのでないか。</p> <p>審議会運営のガイドラインで、一定の制限を行っている。リスト作成時は、団体の構成員も含めるよう努力。</p> <p>(男女共同参画推進事業)</p> <p>デートDV防止パンフレットの中高生を対象とした活用は、</p> <p>石狩南、石狩翔陽高校で配布し、中学生は検討中。その他、高校生も対象にした講演会を開催した。</p> <p>帯広市では保護者も対象にしたDV対策の講演会を開催している。パンフレット配布だけにとどまらない取り組みを期待する。</p> <p>カウンセラー養成講座とは、</p> <p>北海道家庭生活総合カウンセリングセンターが主催する3級研修を位置付けた。市の事業としては1年限りの取り組み。</p> <p>(札幌人権擁護委員協議会石狩部会運営支援事業)</p> <p>人権擁護委員のなり手の確保に苦慮しているとは、</p> <p>一定の見識を必要とし、公募する訳にもいかず、欠員時には苦慮している実状。</p> <p>人権擁護委員の研修は、</p> <p>法務局が実施。市の関わりとして人権擁護委員の研修までは支援していない。</p> | |